

労働安全衛生教育関係出張講習会規定

令和8年4月1日

林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部

<伐木等の業務に係る特別教育講習会>

1. 出張講習の条件

- (1) 原則として20名以上の受講者がいること。(但し、20名以下の場合は下記受講料を事前送金とする。)
- (2) 学科講習に必要な教室形式の部屋が確保できること。
- (3) スクリーン、ホワイトボードが準備出来ること。
- (4) 安全に実技講習可能なフィールドが確保できること。(雨天の場合も想定して別途屋根等のある施設も確保できること。)
- (5) チェンソーを使用した実技講習のため、周辺住民から苦情等が出ない場所とする。
- (6) 実技講習に必要な丸太が準備出来ること。
樹種 スギ又はヒノキ(なるべく節の少ないもの)
径級 3寸×元口直径20cm前後の丸太(25cm以上は不可)
本数 3本(受講者20名当たり)
- (7) 場所によっては別途旅費等を依頼する。

2. 受講料(受講料+テキスト代に消費税を含む)

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 20名以上(1名につき) | 25,300円 |
| (2) 17名～19名 | 487,000円 |
| (3) 14名～16名 | 466,000円 |
| (4) 11名～13名 | 445,000円 |
| (5) 10名以下 | 423,000円 |

<刈払機(草刈機)取扱作業安全衛生教育講習会>

1. 出張講習の条件

- (1) 原則として20名以上の受講者がいること。(但し、20名以下の場合は下記受講料を事前送金とする。)
- (2) 学科講習に必要な教室形式の部屋が確保できること。
- (3) スクリーン、ホワイトボードが準備出来ること。
- (4) 安全に実技講習可能なフィールドが確保できること。(雨天の場合も想定して別途屋根等のある施設も確保できること。)
- (5) 刈払機を使用した実技講習のため、周辺住民から苦情等が出ない場所とする。
- (6) 場所によっては別途旅費等を依頼する。

2. 受講料(受講料+テキスト代に消費税を含む)

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 20名以上(1名につき) | 14,080円 |
| (2) 17名～19名 | 280,000円 |
| (3) 14名～16名 | 268,000円 |
| (4) 11名～13名 | 255,000円 |
| (5) 10名以下 | 243,000円 |